

(案)

泉南市部落差別解消推進基本方針・プラン

令和　　年　　月

泉南市

泉南市部落差別解消推進基本方針・プラン（案）

はじめに

第1章 泉南市におけるこれまでの部落差別解消に向けた取組

第2章 泉南市における部落差別の現状

1. 泉南市が把握・認知している部落差別事象
2. 泉南市民人権意識調査の結果

第3章 基本方針策定の趣旨

1. 「差別の実態改善」から「差別の解消」へ
2. 部落差別に関する状況の変化
3. 「忌避意識」の解消をめざす社会システムづくり

第4章 基本方針

1. 部落差別の実態把握と施策の推進
2. 部落差別の解消をめざす教育・啓発の推進
3. 人と人との豊かな関係づくり

第5章 具体的取組

1. 部落差別の実態把握と施策の推進
2. 部落差別の解消をめざす教育・啓発の推進
3. 人と人との豊かな関係づくり

第6章 推進体制等

1. 人権行政推進のための体制
2. 法務局、大阪府、他市町村、公益法人等との連携
3. 人権に関わる市民団体や企業、学校、NPO等との連携と協働

おわりに

はじめに

泉南市では 1995（平成 7）年、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、差別のない明るく住みよい泉南市の実現をめざし、「泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例（現、泉南市人権尊重のまちづくり条例）」を施行しました。その後、2017（平成 29）年 8 月に「人権行政基本方針」、2019（令和元）年 8 月に「人権行政推進プラン」を策定し、部落問題についても主要課題の一つとして様々な方法により取り組んでいます。

部落問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの日本固有の重大な人権問題です。その解決のために、1965（昭和 40）年に国より「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての答申が出され、これを受け 1969（昭和 44）年に同和対策事業特別措置法が公布、施行されました。その後、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「地対財特法」という。）が失効するまでの 33 年間、本市においても同和地区の生活環境の改善や心理的差別の解消のための事業を各種実施してきました。その結果、住環境の改善等、物理的な整備は進み、格差の改善にはつながりましたが、部落差別事象が生起するなど市民の差別意識の解消が十分に進んでいない状況が明らかになりました。そこで、1998（平成 10）年 7 月に同和行政基本方針、2001（平成 13）年 3 月に同和行政推進プランを策定し、差別の解消に向けた各種施策を実施してきました。

しかしながら、全国各地において、依然として差別意識や偏見に基づくと思われる結婚問題をはじめ、行政書士等による戸籍謄本などの不正取得事件やインターネットの匿名性を利用した差別情報の掲載など、非常に残念な事象が後を絶たない状況が見受けられ、本市においても「泉南市民人権意識調査」の結果にもあるように、部落問題の解決にいまだ課題が残っています。

本市においては 2005（平成 17）年に、教育問題審議会における校区再編の審議に対し、同和地区並びに同和地区を含む校区への忌避意識に基づく土地差別事象（以下「平成 17 年差別事象」といいます。）が生起し、当該住民や子ども、保護者に深い傷を負わせてしまうことになりました。「平成 17 年差別事象」が明らかにした土地差別の現実から 2011（平成 23）年 1 月に策定された調整区解消に係る基本方針に示された、「土地差別は部落差別の基本構造（部落問題解決の根本的課題）に関わる重大な社会問題である。よって『部落差別が現存する限り、部落問題解決のための施策の推進に努める』」という本市の姿勢は、今もゆるぎない部落問題解決に向かう基本姿勢となっています。

このような状況の中、2016（平成 28）年 12 月には、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」こと、「部落差別は許されないものである」ことを明記し、これを解消することが重要な課題であるとして、国及び地方公共団体の責務を明らかにした「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。

以上のような基本的な認識をふまえ、部落問題に関わる社会情勢の変化や法制度の改正に適切に対応するとともに、2023（令和 5）年 3 月策定の「第 6 次泉南市総合計画」や「泉南市人権行政基本方針」との整合性を図るために、同和行政基本方針・推進プランを改訂する

ものです。

第1章 泉南市におけるこれまでの部落差別解消に向けた取組

本市においては、1965（昭和40）年から同和対策事業が始まり、公営住宅の建設が開始され、1966（昭和41）年には隣保館（現、市民交流センター）が建設されました。その後、1970（昭和45）年に「泉南市同和対策運営審議会」が設置され、さまざまな事業について審議されてきました。

1995（平成7）年、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、差別のない明るく住みよい泉南市の実現をめざし、「泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例（現、泉南市人権尊重のまちづくり条例）」を施行しました。その条例の精神に基づき、1998（平成10）年7月に「同和行政基本方針」、2001（平成13）年3月に「同和行政推進プラン」を策定し、部落問題解決のために差別意識の解消や、自らの選択に基づき自立した生活を送るための整備、及び同和地区内外の交流促進を目的に、部落差別を解消し、すべての人々の基本的人権が保障された差別のない社会を実現することを目標として取り組んできました。

その結果、人権行政分野については、2017（平成29）年8月に「人権行政基本方針」、2019（令和元）年8月に「人権行政推進プラン」を策定し、方針・プランに基づいた様々な方法による人権行政を進めてきたところです。

教育・保育分野については、2005（平成17年）年、泉南市教育問題審議会における審議に関わって部落差別事象が連続的に生起し、これまでのものを抜本的に見直す形で、2007（平成19）年に「泉南市人権保育基本方針」・「泉南市人権教育基本方針」を策定し、2008（平成20）年に具体的な計画として「泉南市人権保育推進プラン」・「泉南市人権教育推進プラン」を策定しました。また、2011（平成23）年に「調整区解消に係る基本方針」・「調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみの推進プラン」を同年に策定しました。同プランは、「調整区が実質的に解消されるまでの間、人権教育・啓発をはじめとする土地差別解消に向けた取組を、人権啓発推進本部として引き続き推進することとしています。

また、生活・福祉分野においては、1969（昭和44）年の同和対策事業特別措置法の施行以降、被差別部落における生活環境の改善がはかられてきました。「地対財特法」が失効した後、介護保険法や障害者総合支援法等の法律により、様々な福祉サービスの利用が可能となりました。地域包括支援センター等のきめ細やかな相談について関係機関がネットワークを構築し、これまで培われてきたノウハウを活用し、人権尊重・自立支援の視点に立った多様な福祉サービスの提供や、地域での生活を総合的に支援するための仕組みの整備を図り、あわせて周辺地域住民と協働して地域福祉まちづくりを推進してきました。

さらに、近年の社会経済情勢の変化の中で就労の安定化を図るために、一般社団法人泉南市人権協会をはじめ国・府の労働関係機関等と連携し、地域におけるきめ細やかな職業相談を通じ、職業能力の開発や雇用・就労等に結び付く取組を進めるとともに、企業に対して人権意識の向上と雇用の場の確保に積極的に努めるよう啓発活動を推進してきました。

住宅・住環境については、これまでの事業によって住環境整備はほぼ完了し、一定の成果を上げたことから、今後はこれまで整備してきた住宅、道路、公園等の良好な住環境の維持保全を図っていく必要があります。

第2章 泉南市における部落差別の現状

1. 泉南市が把握・認知している部落差別事象

(1) 2005(平成 17)年「教育問題審議会」における忌避意識による部落差別事象

泉南市教育問題審議会における「学校規模の適正化と施設設備の整備」の審議に関わって、部落差別意識（忌避意識）に基づく反対意見が市民から寄せられるという事象が連續的に生じました。2006（平成 18）年の同審議会答申において、「これらの差別事象は、地域社会で潜在化していた同和地区への差別意識や忌避意識が、子どもの校区や土地の資産価値など自己の利害とのかかわりの中で顕在化したものである。」とし、「これらの差別意識や忌避意識は、同和地区の子どもたちの豊かな自己実現を妨げ、地域における人間関係を分断し、地域の教育力を歪めるものである」としています。忌避意識に基づく土地差別の現実を受け止め 1998（平成 10）年に設置された「泉南市人権政策推進本部」の中に、「校区再編調整区問題対策部会」を設置し、2011（平成 23）年に「調整区解消に係る基本方針」を策定し、「調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみの推進プラン」に基づき全庁的に取組を行ってきました。

(2) 2007(平成 19)年梵天山差別落書き

泉南市と和歌山県の県境付近にある梵天山周辺で、部落差別をはじめ民族差別、女性差別落書きが多数発見されました。現場確認、現場での職員研修を行った後、関係機関（大阪府・和歌山県・泉南市・紀の川市）と人権関係団体等との十分な調整のもとに、連携・協力し、人権啓発活動の充実と差別をなくす取組を実施しました。

(3) 2013(平成 25)～2015(平成 27)年りんくうタウン府道市道、信樽連絡橋差別落書き

りんくうタウン府道市道付近で複数回、複数の差別落書きが発見されました。現場確認後、職員向けには差別事象が発生した場合の対応について等周知徹底、及び人権研修の強化を行いました。また、市民向けについては人権啓発活動の充実と差別をなくす取組を実施しました。

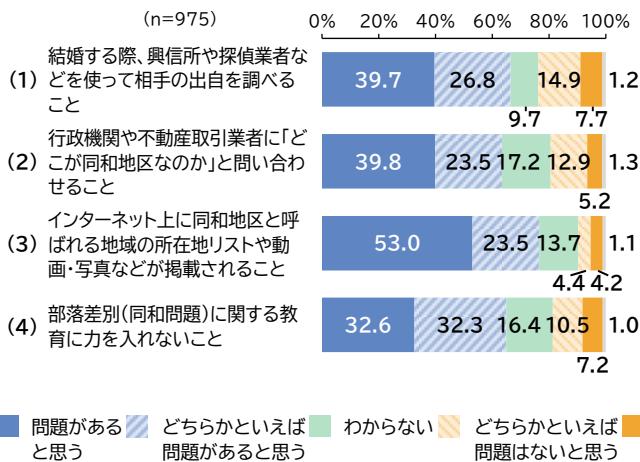
(4) 2022(令和 4)年 YouTube、ツイッターでのさらし事象

インターネット上で公開されている「You Tube」、ツイッターに、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報が投稿されました。直接的な表現はないが「# 同和地区 # 部落」と記載していることや水平社記念碑を起点と終点にしていることから、閲覧者に被差別部落への忌避意識を煽りたいという意図が感じられ、偏見や差別を助長する恐れがあり、極めて悪質と考え、当該ウェブサイトの管理者等に対して大阪府法務局が直接削除要請を行うよう働きかけました。

2. 泉南市民人権意識調査の結果

2022（令和4）年度に本市で実施した、市民を対象にした「泉南市民人権意識調査」では、次のような結果が出ています。

人権上問題があると思うこと 部落差別(同和問題)



部落差別に対して、人権上問題があると思う4つの質問項目をあげています。特に質問項目(1)(2)(4)について、『問題はないと思う』（「問題はないと思う」と「どちらかと言えば問題はないと思う」の合計。）が22.6%、18.1%、17.7%となっており、非常に高い認識しています。「わからない」という回答も含めて行政の課題としてあらためて、正しい知識を得るための市民啓発・教育に取り組む必要があります。

差別に関する基本的な認識

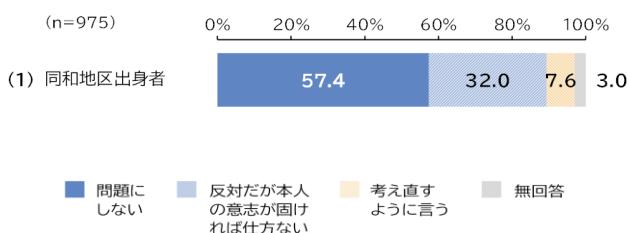
差別があることを口に出さないで、そつとしておけばよい（自然に差別はなくなる）



現実に差別はまだあります。部落問題だけでなく、他の人権課題についても、知らず知らずの内に、誰かを傷つけたり、差別に加担してしまっていることもあるかもしれません。「知らなければ傷つけたり差別することはない」というわけではありません。

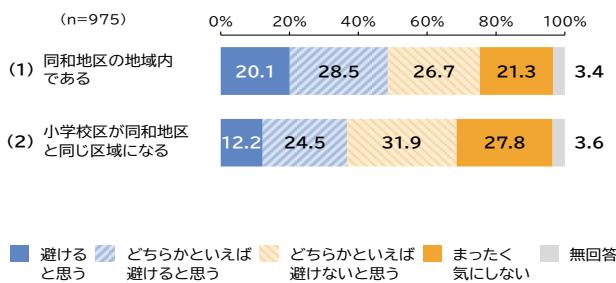
現在も部落差別は存在し、部落問題について正しい認識を啓発・教育により知ることで、差別をなくす行動や、差別のない社会につなげる必要があります。

結婚相手の状況によりとる態度の違い



もし、あなたの身内の結婚相手が同和地区出身者であった場合、どのような態度をとるかについて、「問題にしない」が6割弱となり、反対する人が4割近くとなっています。反対されたまま結婚する4割の存在が辛い思いをしています。「問題にしない」意識を増やす啓発が必要です。

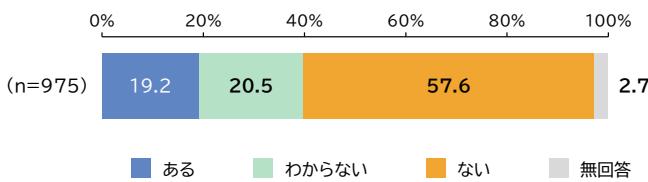
住宅を選ぶ際の忌避意識



住宅を選ぶ際に同和地区を避けるかどうかの意識では、「避けると思う」「避けると思う」と「どちらかといえば避けると思う」の合計は、「(1) 同和地区的地域内である」48.6%、「(2) 小学校が同和地区と同じ区域になる」36.7%となっています。前回(2012年)の調査と比較して、忌避意識は弱くなっていますが、未だに5割近くの人が同和地区を避ける意識が残っているという現実が明らかになりました。人権尊重のまちづくりをキーワードにした協働のコミュニティづくりを進めることができます。

人権侵害を受けた経験について

人権侵害を感じたことの有無

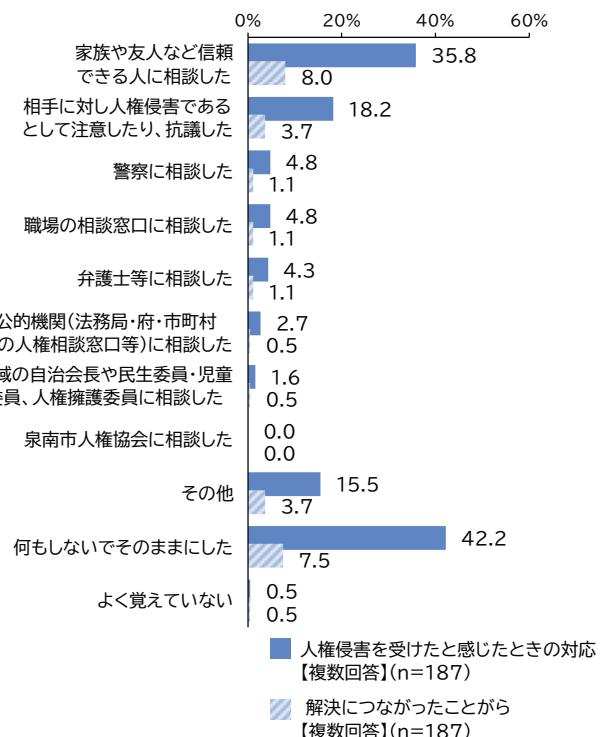


人権侵害を受けたと感じたときの対応についてみると、「家族や友人など信頼できる人に相談した」35.8%、「相手に対し人権侵害であるとして注意したり、抗議した」18.2%となっていますが、「何もしないでそのままにした」42.2%が最も高くなっています。

公的機関への相談が少なく、公的機関に対処や救済を相談していないことがわかります。人権相談窓口が差別を受けた被害者から認知されていないことがうかがえる深刻なデータであり問題と言えます。

市民が安心して相談できる公的機関になるような広報と体制整備が必要です。

人権侵害を受けたと感じたときの対応



学校における同和教育の状況

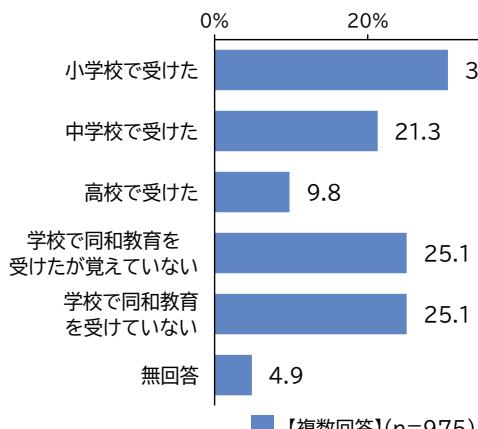
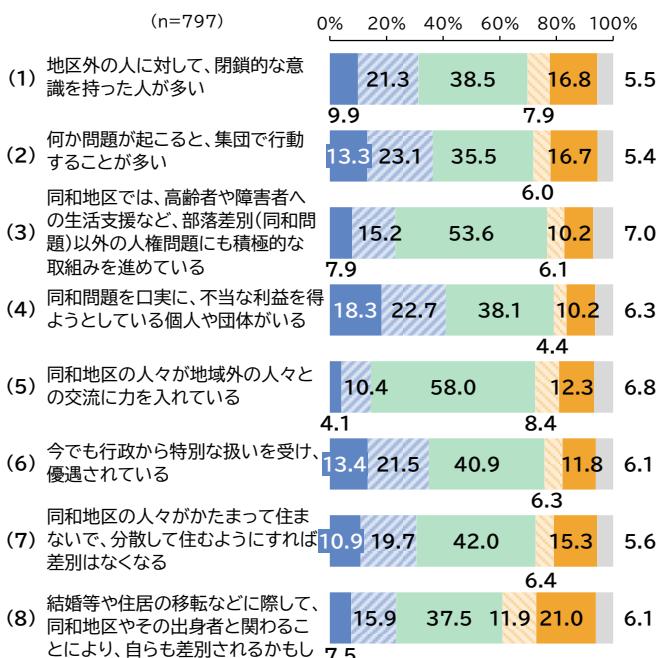


表8-3 年齢別 学校における同和教育の状況

	回答者数	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	てを学校で受けたが和教育	を学校で受けた同和教育
16～19歳	75	13.3%	14.7%	18.7%	28.0%	34.7%
20歳代	93	25.8%	21.5%	4.3%	29.0%	31.2%
30歳代	113	28.3%	17.7%	4.4%	32.7%	31.0%
40歳代	140	50.0%	32.9%	11.4%	23.6%	10.7%
50歳代	156	63.5%	26.3%	13.5%	12.8%	10.9%
60歳代	180	26.1%	27.2%	13.9%	29.4%	23.9%
70歳代	118	8.5%	12.7%	5.9%	34.7%	44.1%
80歳以上	46	8.7%	13.0%	8.7%	28.3%	50.0%
合計	921	32.1%	22.6%	10.4%	26.6%	26.1%

学校における部落差別に関する教育（同和教育）の状況についてみると、「小学校で受けた」が全体では30.5%ですが、年代別でみたときに、40、50歳代と30歳代以下では大きな差が見られました。「地対財特法」の期限切れ以降、学校における同和教育がどのように変化しているのか、また現在においてどのような教育が必要かをしっかりと分析し、取り組んでいくことが必要です。

同和地区に対するイメージ

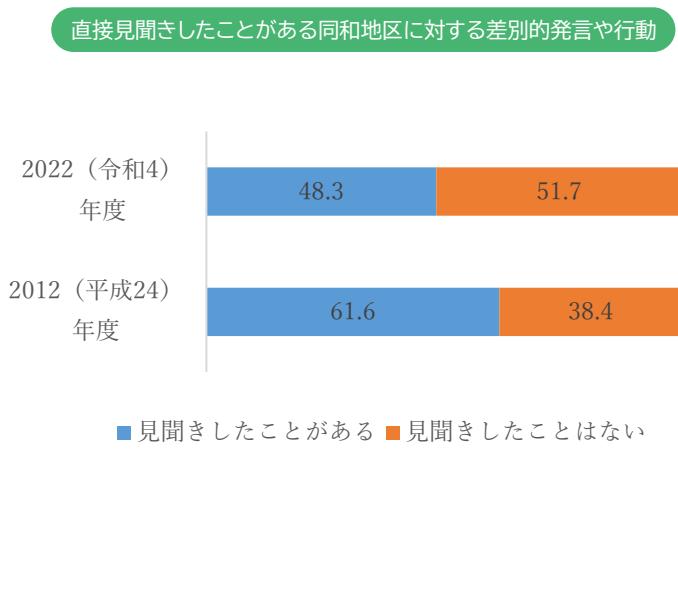


質問項目の(2)(4)(6)について、特に「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の割合が高くなっています。間違ったマイナスイメージが未だ残っている結果であり、現在はそのような事実はありません。また「地対財特法」の期限切れにより、同和地区に対する特別対策は終了しました。

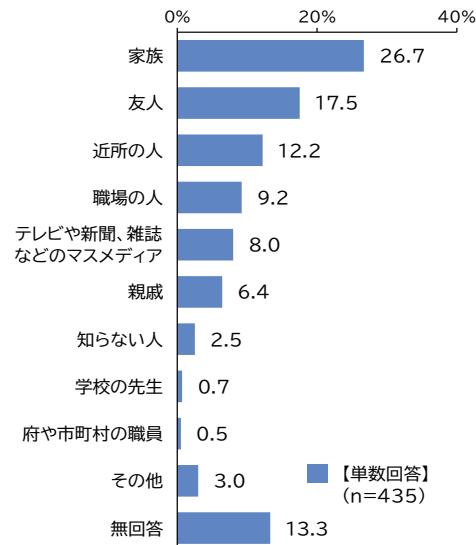
同和対策は終了しましたが、それは部落差別がなくなったということではありません。「部落差別解消推進法」をもとに部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発のみならず、相談体制の充実、部落差別の実態に係る調査についても取り組んでいく必要があります。

■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらともいえない ■ どちらかといえば思わない ■ そう思わない ■ 無回答

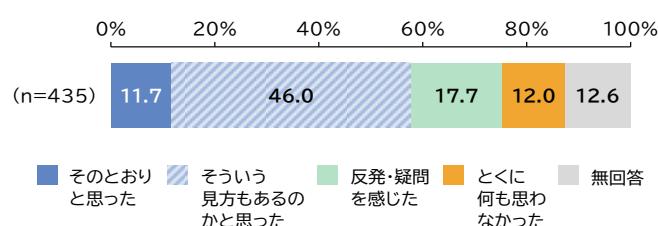
同和地区に対する差別的な発言や行動についての見聞き状況



誰から見聞きしたか



見聞きしたときの受け止め方



同和地区に対する差別的な発言や行動を見聞きした経験は、前回調査よりも減少しています。

誰から見聞きしたのかは、「家族」の 26.7%が最も高く、次いで「友人」17.5%になっており、前回調査よりも、「家族」および「友人」の割合が増加しています。

同和地区に対する差別的な言動を見聞きしたときの受け止め方で、「そういう見方もあるのかと思った」46.0%は、聞いた時にとりあえず受け止めてしまっているという状況がわかりました。まずは「そういう見方もあるのかと思った」方たちに対し、「反発・疑問に思う」ような、正しい理解につながる教育・啓発が必要です。

部落差別解消推進法の認知度



- どんな内容か知っている
- 内容は知らないが名称は聞いたことがある
- 知らなかった
- 未回答

市民の認知度はかなり低く、大阪府と比較しても低い状況です。

「部落差別解消推進法」は、2016(平成 28)年 12 月 9 日に成立し、同月 16 日に公布・施行された全 6 条からなる法律で、「部落差別」の名称を冠した初めての法律です。

部落差別の解消には、教育及び啓発の果たす役割が大きいと言われています。

今後、各種研修会等のあらゆる機会を通じて「部落差別解消推進法」の周知徹底と教育・啓発に積極的に取り組んでいくことが必要です。

第3章 基本方針策定の趣旨

1. 「差別の実態改善」から「差別の解消」へ

基本方針策定が必要な第一の点は、「部落差別解消推進法」第一条に示されている通り、「現在もなお部落差別が存在する」ことから、「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現する」ことが目標として設定されており、いよいよ部落差別の根本的な解消を進める段階にあるためです。

「部落の実態の改善」を目的としたこれまでの特別対策事業が、大きな成果を残してきたことは評価されています。しかし、それらは「差別の実態の改善」にはつながっていますが、「部落差別の解消」には至っていないと考えます。なぜなら差別の解消は、それを許している社会のあり方を改善してこそ実現するからです。

「部落差別解消推進法」は、この点において第二条で「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現する」としており、これまでの「部落を変える（差別の実態改善）」から「社会を変える（部落差別のない社会を実現する）」へと一歩踏み込み、取組の新たなステップアップを提示しています。このことは、障害者差別解消法が、障害者の実態改善から障害者差別の解消に向けて、障害の「医学モデル」から「社会モデル」へのステップアップを示していることと重なります。このような「差別のとらえ方の進化」※1に対応するものとして、基本方針の策定が求められます。

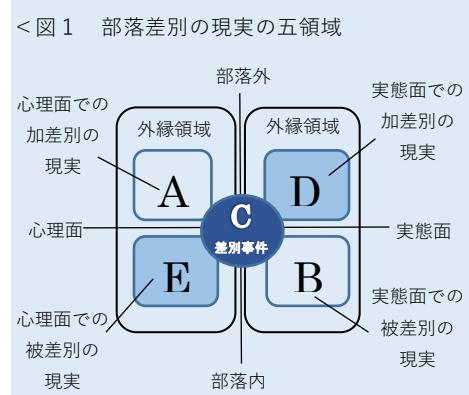
※1 差別のとらえ方の進化

「差別の実態改善」から「差別の解消」へとステップアップを図るためにには、これまでの部落差別の現実のとらえ方を見直す必要があります。部落差別の現実について、これまでには、A部落に対する予断や偏見、そこから導かれる忌避意識など「市民の差別意識」、B住環境や教育、就労など、部落の生活の様々な側面において低位な状況が見られる「部落の生活実態」、C差別意識が態度や行動となって現れた「差別事件」、これらの三つの領域でとらえられていました。しかし、このA、B、Cの領域に含まれないD、Eの領域について部落差別の現実を考えてみる必要があります。本方針・プランについてもD、Eの領域を差別の現実として意識し、その理解をふまえて策定しています。

まず、D領域については、部落外で起きている差別の現状になります。たとえば、結婚の時に部落出身かどうか調べる、不動産購入時に部落の所在地を調査する、部落との関わりを避けようとするなどの行動様式があげられます。このようなことは、これまでC領域の差別事件を通して、明らかになっていましたが、それはC領域とD領域の重なり合う部分という限られた範囲にすぎません。

また、E領域については、部落内における心理面での差別を表します。たとえば、部落出身であるということでの恋愛や結婚に対する「不安」をはじめ「怒り」「悲しみ」「絶望」

「あきらめ」「無気力」「自己否定」などの感情、また、車内でのふとした会話や職場での世間話に心を張りつめなければならぬ体験などの「気苦労」や「心模様」などが、あげられます。



出典：奥田均「人権のステージ 夢とロマンの部落解放」
(解放出版社、1998年)

2. 部落差別に関する状況の変化

基本方針策定が必要な第二の点は、「部落差別解消推進法」第一条にも示されている通り、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことが関わっています。

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、子どもも加害者や被害者として巻き込まれるSNS等におけるネットいじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆる「ヘイトスピーチ」）などの人権にかかわる様々な問題に加え、特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿をするなどの部落差別事象が問題となっており、本市においても投稿の削除要請等の対応を行っています。

従来は想定外であったこうした事態に新たな対応が求められ、同時に市民がその差別性を見抜くことができる部落問題認識や人権意識の更なる深化が求められます。このような状況の変化に対応するものとして、基本方針の策定が求められます。

3. 「忌避意識」の解消をめざす社会システムづくり

基本方針策定が必要な第三の点は、部落差別解消推進法が第三条において「部落差別の解消に関する施策」の展開について「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と定めている通り、これから取組における地方自治体の独自性、主体性が求められているということです。

本市においては、2005（平成17）年に「教育問題審議会」における校区再編の審議において、同和地区を含む、その校区への忌避意識に基づく土地差別事象が生起し、土地差別は「部落差別の基本構造（部落問題解決の根本的課題）に関わる重大な社会問題である」と指摘されています。

「忌避意識」の解消をめざす社会システムづくりは、本市の課題であるため、「忌避意識」の背景にある「みなされる差別（部落出身者とみなされる可能性を避けようとする意識）」「識別基準の曖昧性」という部落問題の特徴を正しく受け止め、孤立や排除をなくすための仕組みづくり、人と人との豊かな関係づくりをめざす総合的・複合的な取組の創造などが求められます。

「部落差別解消推進法」及び「人権尊重のまちづくり条例」の目的を達成するため、これまでの人権・同和行政が積み重ねてきた「差別の実態改善」の先駆性を一般施策に活かしながら、現状に即した部落差別の解消に至る取組の推進が求められます。行政のすべての分野において、部落差別の解消をめざす一般施策の活用・改革・創造を推進することで社会構造を変革するとともに、部落差別に対する正しい理解を深める取組を推進することで、社会意識を変革し、部落差別のない社会の実現をめざします。また、インターネット上で起きている差別的言動等、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化に対応することも求められます。

あわせて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、「地域の実情に応じた施策を講ずる」ことを市の重要な責務と捉え、「忌避意識」等、部落問題の解決をめざす社会システムづくりが、様々な差別意識の解消に広がるという視点に立ち、下記3点を基本的な方針と位置付けます。

1. 部落差別の実態把握と施策の推進

「現在もなお部落差別は存在する」（「部落差別解消法」第1条）という現実を、すべての人が共通認識としてもつために、インターネット上の部落差別の実態や意識調査の結果、また相談から見えてきた差別の現状を把握し、可視化していきます。その上で、様々な生活実態から見えてくる複雑かつ多様化した課題に向け、一般施策の効果的な活用を図るとともに、現行の施策やシステムだけでは解決できない事例については、必要に応じて制度改革や新たな政策提案にも繋げていきます。

2. 部落差別の解消をめざす教育・啓発の推進

身近な人から伝えられる部落への偏見や差別意識、インターネットによる差別を助長する情報に対して、明確に否定することができる正しい部落問題認識を、すべての市民に共有することが求められています。「差別はしてはいけない」だけでなく、自分は「権利の主体」であり、社会を構成する大切な存在だという自己実現に結びつく人権教育や、人権侵害を救済するシステムとともにどうすれば救済につながるのか具体的に学ぶことも必要です。そのためには学校、生涯学習及び職場での研修の中で様々な方法において、地域の実情に応じた部落問題学習、啓発を推進します。

3. 人ととの豊かな関係づくり

部落差別や部落を忌避する感情によって断ち切られた人間関係は、人と人とのより広くより深く、豊かな関係を築き上げていくことで、人権が確立されていくことにつながります。しかし大切なことは、時々のイベントや目的意識的な活動の場面だけでなく、日常の生活中でごくあたり前のこととして、人と人とのつながる豊かな人間関係を育んでいかなければなりません。そのためには、社会のあらゆる活動領域において、各地域住民が意識して協働のコミュニティづくりを進めていく必要があります。

第5章 具体的取組

1. 部落差別の実態把握と施策の推進

(1) 身近な相談窓口の整備や実態把握

相談活動は、差別解消に向けたあらゆる取組の基礎であり、部落差別の実態把握を正確に行うためにも、相談が果たす役割は大きいと考えられます。ただし、人権侵害を受けた人の多くが、何もしないでそのままにしているという実態が、人権意識調査結果で明らかになったことを踏まえ（5頁参照）、一般社団法人泉南市人権協会や人権擁護委員による人権相談のほか、庁内様々な相談事業との連携を深め、相談員が相談者の背景を理解し、部落差別に関する相談に十分応えられるよう資質の向上に努めます。

また、従来のように待つという姿勢ではなく、積極的に働きかけて情報を届けるアウトリーチによる相談ニーズの早期発見を行います。その上で、対話によって信頼関係を築いていくような相談者が安心して話ができる環境をつくりつつ、寄り添った対応に努めます。

(2) 様々な相談を解決するためのネットワークシステムの確立

人権に関わる相談には、様々な要因が複雑に絡み合っているものも少なくないことがから、行政機関をはじめ、様々な関係機関においてきめ細やかな対応ができるよう、重層的支援体制整備事業として、相談活動の総合的なネットワークを整備していきます。その上で、見えてきた課題をネットワークシステムの中で共に考え、分析することにより必要な施策を見極め、これを有効、適切かつ効率的に推進していきます。

(3) 市民に対する人権意識調査・実態調査

市民から標本を抽出して行う意識調査で、部落問題に関する意識や認識に加え、日常生活の中で部落問題に関するうわさや見聞などといった経験等も含め、実態を把握することが重要です。また、差別解消のための施策を検討するにあたって、被差別当事者の声を聞かずにはできません。そのためには、被差別当事者を対象にした意識や被差別体験の把握が必要であり、国や府の動向を踏まえながら、被差別当事者の心理面を配慮した上で、聞き取り調査等を行うよう努めます。

(4) ネットから見えてくる差別の実態把握

差別のない社会を実現するため、差別をいち早く発見して、それを解消していくかなければなりません。近年、差別事象の多くが、インターネット上で発生しており、モニタリング活動を通じた実態把握をする必要があると考えられます。国等の法令の整備状況等も注視しつつ、府・近隣市町村と連携し、より広域で差別事象をモニタリングするシステムのあり方の検討を進めます。

(5) 一般施策の効果的活用

市民生活のあらゆる場面で、部落差別の解消に向けた視点を持ち、相談事業や実態調査

などによって明らかになった差別の実態を解決するため、泉南市人権政策推進本部において、施策・取組の実施、検証、見直しを進めています。

2. 部落差別の解消をめざす教育・啓発の推進

(1) 部落差別解消推進法の周知

市民、市職員、教職員、地域、企業、団体等に、法律が公布・施行されたことを、広報、ポスター、啓発チラシ等の配布や講演会の案内、講師の派遣等により、法律の周知に努めます。

(2) あらゆる機会における部落問題学習・人権啓発リーダー養成

人権を尊重するまちづくりに自主的・自発的に参画する人を一人でも多く増やすため、社会を構成するすべての市民が当事者となって取り組む必要があります。講義形式による様々な機会を通しての出会いだけでなく、参加型学習を取り入れながら、部落問題に関する知識面の学習や理解が態度や行動にも結び付くような実践的な学習機会の提供に努めます。

また、人権啓発推進協議会やそれぞれの校区での取組において、地域住民・学校・PTAと協力しながら市民と行政とが協働による取組を進めています。

あわせて、地域に根差した人権問題連絡会（人権6団体）をはじめとするPTA等市民活動団体に対して、指導者として役割を果たすことのできる人権啓発リーダーの育成を図ります。

(3) 自立や自己実現のための取組

差別は、被差別当事者の心に様々な心理的影響を及ぼします。一人ひとりが自尊感情を持つことで、差別を乗りこえる力や、人権文化を創造する力につながるものと考えられます。これまでの「経済的要求の実現」から、「思い」や「願い」の吸収力、「生きがい」や「やりがい」の発信力へとパワーシフトしていくことが重要です。地域住民一人ひとりが自尊感情を高め、主体的に判断する力を身につけた上で、エンパワメントにつながる取組を進めます。

(4) 他の課題と部落問題をつなげる学び

個別の人権課題の根底にはうわさや偏見、差別につながる誤った考え方が潜んでいます。差別はなくすことができるという明るい展望を持ちながら、差別の誤りを見抜き、解決していくとする力を育てます。また、メディアリテラシーとつなげた人権学習も行います。おとなだけでなく子どもたちもスマートフォンやタブレット等でインターネット上の情報を日々見ている状況です。偏見や差別に全ての子どもが出会う可能性がある中で、幼少期からメディアリテラシーが重要となっているため、学校園でのメディアリテラシー教育を進めています。

(5) 行政職員・保育士・教職員研修、教材活用

行政に携わる職員や教職員、保育士は、地域社会における人権啓発活動のリーダーとしての役割を担っていく必要があります。そのためにも、職員や教職員、保育士は、人権や人権問題についての理解はもちろん、問題解決への意識を持ち、身に付けた人権研修の内容を職務遂行と関係づけ、多くの人に浸透させていくことが求められます。これらの目的を達成するために、知識を学ぶ研修だけでなく、問題解決のために何をすればいいかを考えることができるような人権研修の充実に努めます。

また、学校園においては、これまで市教委や関係団体等で作成した教材を活用しながら、子どもの実態や情勢をふまえたものにアレンジし、子どもたちが知識・態度・技能を身につけ、行動につなげができる保育や教育を行います。

(6) すべての学校で系統的な部落問題学習

すべての子どもが、インターネットによる部落差別を助長するような情報に触れ、被害者や加害者になる可能性があることをふまえ、小学校低学年から「学習して楽しかった。また、こんな学習をしてみたい」と思えるようなプラスイメージをもてる部落問題学習を進めます。小学校低学年での学びを小学校高学年や中学校での歴史学習につなげていくことで、「差別はいけない」ということを教えるのではなく、被差別の中を生きてきた人々との出会いや教材からの学びを通して、子どもたちが自分の生き方を考える系統的な部落問題学習を行います。

(7) 主体的・対話的で深い学びができる人権学習

学校教育では、部落問題学習だけでなく、様々な人権学習と関連付けながら学ぶことで自分の課題としてとらえ、偏見や差別をなくしていくとする態度を育成することで、すべての人の人権が尊重された社会づくりにつながる行動力を身につけます。そのためにも、人権学習の中で子どもたちが自分の考えや自分たちには何ができるのかを書いたり伝えたりしながらお互いの考えを深めていく主体的・対話的で深い学びに取り組みます。

また、子どもたちが学んだことを学習参観等で保護者に発表したり、学校通信等を活用して情報発信したりすることで、子どもの学びを保護者や地域の方にも伝えていきます。

(8) 校区を超えて子どもたちが学びあうことができる学習

差別や偏見は、お互いのことを知らないから起こるものです。差別や偏見をなくしていくためには、子どもたちが校区を超えてつながりをつくることが重要だと考えます。今、各学校では、総合的な学習の時間などを使って、地域の人と出会い、自分たちの地域や社会をよくするために何ができるか、自分はどんなことを大切にしていくのかなどを考える学習を行っています。各学校での学びを他の学校の子どもたちと共有しあい、教えてもらってどう感じたかを交流することで、実感を伴ったつながりをつくっていきます。

<コラム記事> SDGs 3 小学校合同ポスターセッション

～自分たちの学びを他校の子どもたちに発信しよう～

泉南市内では、総合的な学習の時間を中心に、探究的な学び（課題を自分たちで見つけ、その課題解決に向けて自分たちには何ができるかを考え、行動する学習）に取り組んでいる学校があります。

泉南市内のある中学校区の3小学校では、SDGsについて考える学習に3校とも取り組み、自分たちが調べたことや実際に活動したことを、同じ場所に集まってポスターセッションの形で発表をして交流をしています。交流後の子どもたちへのアンケートでも、「他の学校の発表を聞いて、自分もやってみたい！」と、新しく挑戦してみたい課題（テーマ）を見つけることができましたか？」という質問に約85%の子どもが肯定的な回答をしています。感想の中でも「他校の発表を聞くことができてよかった」「調べたことを自分の思い通りに伝えることができた」「取組の仕方を教えてもらえたので、やってみようと思った」「この交流会で、人の話はこんなに面白いということがわかった」など、肯定的な意見がたくさんありました。

お互いの学びを共有することで、より実感の伴ったプラスの出会いとなります。これらの経験を子どものころから積み重ねていくことが、とても重要なことだと思います。



3. 人と人との豊かな関係づくり

(1) 「差別をしない」から「豊かにつながる」へ、豊かな人間関係の構築

「市民人権意識調査」の結果では、同和地区に対する差別的な言動について、家族や友人から聞く割合が多く、「同和地区やその出身者と関わると自分も差別されるかもしれないというおそれ」(差別されるおそれ意識)との相関関係が見られる結果となっています。また、地域活動による住みよいコミュニティづくりを意識した他者との出会いが、忌避的な態度を打ち消す傾向も見られます。豊かな人間関係を構築するためには、社会のあらゆる活動領域において地域における内外交流や、人権尊重のまちづくりをキーワードにした協働のコミュニティづくりを進める必要があります。

(2) 市民交流センターを拠点とした取組

市民交流センターは、「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」といった役割を担っています。市民交流センターまつりにおいても、年に一度地域が団結する機会として捉え、主体的に参加できるようにまつりの準備段階から取り組んでいます。

これまでの障保館としての事業の推進はもとより、市民交流センターまつりや各種講座等における人権教育・啓発や相談活動など、人権交流活動の視点で共に活動でき安心して集える、自立と自己実現を支援する居場所の創造に努めます。

(3) P T A も交えた交流

これまでの意識調査の結果から、「福祉や子どもの教育などで、地域の取組と一緒にしている」場合に忌避意識が弱いことが明らかになっています。学校教育での様々な取組の充実とあわせて、学校、家庭、地域社会における様々な人びとが協働して子どもの教育のために力を出し合う『教育コミュニティ』の形成、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進める必要があります。

<コラム記事> 市民交流センターを人権の拠点にしてつながる～人の出会いを通して～

市民交流センターでは、市内全域の方々に市民交流センターでの取組や、市民交流センターを拠点として活動している団体を知っていただく機会として、毎年11月に「市民交流センターまつり」を実施しています。これまででは、それぞれ活動している団体が食べ物の販売や活動内容の掲示等をしていましたが、令和4年からは、それぞれの団体同士のつながりを大切に、子どもや高齢者に楽しんでもらえる企画は何か意見を出し合い、取り組んでいます。

活動団体のみなさんからは、「普段、このセンターでどんな団体が活動しているか知らなかったが、一緒にまつりを運営することでよくわかった。関心を持つことができた。」といった声をいただいています。まずはお互いを知り、一緒に協力し合う。その結果、住みよいコミュニティをつくる第一歩になるのではないかでしょうか。



<コラム記事> みんなの居場所～ここにきたらあの子に会えるねん～

青少年センターは2019（平成31）年4月に泉南中学校へと合築移転し、校区を超えた広い地域の子どもたちの居場所の役割を担っていて、市内の全小中学校の子どもたちが、学校や校区を超えて交流をしています。子どもの最善の利益を尊重し、子どもが児童館の運営の一端を担い、自主的な活動を推進し、困っているとき・悩んでいるときに気軽に相談でき、安全で安心して過ごせるように事業運営を進めています。

中でも「自主活動事業」としておこなっている「みんな仲よし会議」「子どもスタッフ活動」では、校区が違う子どもたち同士が意見を出し合い、自分たちの居場所をよりよくしようと取り組んでいます。子どもたちが考えたイベントでは、学校や校区を超えて互いに協力し、楽しむ姿がみられました。「センターに行ったら〇〇に会えるから毎日来るねん」と校区が違ってもつながることができる、放課後の子どもたちの交流の場となっています。



第6章 推進体制等

1. 人権行政推進のための体制

市長を本部長とする「泉南市人権政策推進本部」においては、「部落差別解消推進委員会」を設置し、構成委員の連携・協力をもとに、部落問題の実情を踏まえ、部落差別解消に向けた施策の進捗を適宜把握し、その解決に向けてすべての行政分野で取組を行います。あわせて、各人権課題への対応に加えて、すべての人権問題に関わる総合的課題への対応との両面からアプローチしていく体制を図ります。

また、進捗状況については、「人権尊重のまちづくり審議会」に諮るとともに、必要に応じて取組内容の改善を行います。

2. 法務局、大阪府、他市町村、公益法人等との連携

部落問題を解決していくためには、法務局、大阪府、他市町村、一般財団法人大阪府人権協会及び一般社団法人泉南市人権協会等の公益的な活動を行う団体等との連携は極めて重要な意味を持つものであり、今後も引き続き緊密な連携を図ります。また、そのためには、それぞれが保有する人権教育啓発活動の推進に必要な情報を共有することが必要であることから、これまで以上に情報共有化の機会の充実等、連携強化を図ります。

3. 人権に関わる市民団体や企業、学校、N P O等との連携と協働

人権行政を推進する観点から、地域社会において自発的に活動する市民団体や企業、N P O等との連携・協働が必要です。これまで部落問題の解決をはじめ、様々な人権擁護活動を進めてきた団体と連携を図ってきた成果をふまえ、被差別当事者と部落問題の解決に向けて取り組む人びとの声を大切にしながら、引き続き、部落問題の解決が一層進むよう市民、民間、行政とのパートナーシップを構築していきます。

そのため、市民活動として人権文化の創造に寄与する市民団体やN P O等との連携並びに支援に努めます。

おわりに

2016（平成28）年、「部落差別解消推進法」が公布・施行され、「現在もなお部落差別が存在する」ということが明記されました。つまりこれは、部落差別は、「あるのか、ないのか」といった個々人の考え方や認識の違いの問題ではなく、国が部落差別の存在を認めたことになります。また、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ということも明記されました。これは、インターネットの世界にも新たに部落差別が存在しているということを示しています。2016（平成28）年、全国の被差別部落の所在地などを掲載した書籍の出版を予告し、都道府県別の地名リストをインターネット上に公開したりする「全国部落調査」復刻版出版事件が起こりました。2023（令和5）年6月28日、東京高等裁判所の判決では、書籍やサイト上で地名などの情報を一切公表しないよう命じる「差別されない権利」が初めて認められ、個人の尊重や法の下の平等を定めた憲法の趣旨に基づくものであります。

部落問題は、昔の話でも限られた地域や一部の人たちの問題でもありません。

差別をなくすのは、私たち一人ひとりの課題だということをこの法律は示しています。ただ、法律があるだけでは差別がなくなるわけではありません。部落差別の存在を「社会的事実」として把握し、その上で「差別を解消する」ための取組につなげていくことが重要です。

近年、子どもの貧困が注目され、学習保障や子ども食堂についての取組も広がっています。これらは、これまで同和対策事業において部落内で取り組んできたことであって、地域で支え合ってきた知恵の集積もあります。現在では、社会的困難の解決に向けた取組として全市的に広がっています。

この度の本方針・プランの策定は、「部落差別解消推進法」に謳われているように地域の実情に応じて講じる施策の一つです。部落差別のない社会の実現をめざして、すべての人々が住みやすいコミュニティづくりの推進に努めていきます。